

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

(平成 26 年 12 月 9 日 午後 1 時 00 分)

●議長 (小林幸雄) 休憩前に続き、会議を開きます。

通告の 3 森山木の実議員。

- 1 町長の公約について
- 2 廃棄物問題について
- 3 情報公開について

議席番号 9 番・森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) 議席番号 9 番・森山木の実です。先日の神城断層地震で被害を受けた皆様に、まず、お見舞いを申し上げますとともに、信濃町でも、あのよう大きな地震があるということを、いつも肝に銘じておかなければならないと、痛切に感じた次第です。

ということで、今日は新町長に、町長の公約について、廃棄物問題について、そして情報公開についての 3 点を伺いたいと思います。公約の中からいくつか選んで、全部はちょっと無理なんです、選んでお聞きしますので、町民に分かりやすく、具体的に、かつ簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。

まず、公約として、福祉、医療、子育て支援の分野で、高齢者・障害者が安心して地域で生活できる、生活サポート制度を創設します、こんな公約がございました。町長に伺いたいのですが、これは、具体的にはどのような制度を作ろうと思っておられるのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 森山木の実議員さんのご質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。私自身、今この立場に当たらせていただくにあたりまして、町内約 3400 戸あるわけですが、その中で、2 回ほど町内、全町回りまして、確かに、いわゆる高齢者世帯と言いますか、大変増えてきているなど、そしてまた、お一人暮らしの高齢者の皆さん方の世帯が増えているなど、つくづく実感をしてまいりました。確か、4 年前も私自身そういう行動を取った中で比較するに、大変また状況が進んできているなど、こういう状況を見たときに、一定の制度上の介護保険サービス等々、今この社会にあるわけですが、しかしそこまでいかななくても、その地域地域の中で、生活上、お困りになっておられる世帯の皆さん方も、大勢いらっしゃるだろうなというように、実は感じてきているわけですが、その中で、私は、いわゆるここ柏原を、もし中心として考えた場合に、更には遠く、10 キロくらい離れた所から、それぞれの集落の皆さん方が一生懸命に生活を営んでおられる、私はそういう地域の皆さん方が、それぞれの地域の中で、安心してやっぱりその土地で暮らし続けられる、そういうことが、この信濃町にとって、非常にこれから大事な時代になってくるなというように、思ったわけですが

す。

その中で、そういう皆さん方に対して、具体的にどうしようかという、今のご質問でもございますが、実際問題、どういうふうな部分でお困りになっているかというような部分も含めて、これから一生懸命、その辺の皆さん方の御意見も頂戴しながら、要は、そこでしっかりと暮らしていかれる、そういう地域づくりをしたいという思いで、その中で当然、自分自身でお住まいになっておられる町民の皆様方、自分自身で解決できる問題、そしてまた、地域の中でお互いに助け合う、そういう問題、更にその上に、ご存じのように、そこでいよいよ行政がどういう支援ができるのかというようなことも含めて、要は、先ほど申しあげましたように、地域の中で、安心して暮らしていける、そういうサポート体制をつくりたいなど。今後については、その辺を十分、また色々な皆さん方のご意見も頂戴しながら制度、制度とまではいかないかもしれませんが、システムとして、構築できれば大変いいなという思いで申しあげているので、今の段階で、こうしよう、ああしようという部分の個別的な事象について、持っているわけではございません。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) 今の段階では、あまり具体的ではないということでしたが、私が気になったのは、この高齢者と障害者をひとくくりにしてあることが、ちょっと気になったものですから、具体的にどういうことかとお聞きしたわけです。

高齢者に関しては、昨年でしたか、一般質問で、地域包括ケアシステムについてお聞きした時に、信濃町なり的高齢者に対する地域包括ケアシステムを、信濃町なりに考えていくという答弁をいただいております。障害者と言っても、一人ひとり障害が違うんですよね。身体的障害もありますし、発達障害もございます。発達障害と一言に言っても、これがまた本当に一人ひとり違うと。一番困っていることが、発達障害のお子さんを持つ保護者の方に聞いたんですけれども、何が一番困るかという、中学までは、まだ学校に通える、その後、仕事に就けない、受け皿がないという、そういう悩みがあるんだと。これは信濃町、特に、信濃町にはないと。これを、何とかしてほしいという声がありました。この公約に関して期待するのは、そこだったんですけれども、まだあまり具体的には考えておられないということなんですけど、今、ピンと何かきましたか。今、そういう話で、何かございますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) ちょっと感度が悪いものですから、なかなかピンと来ないんですが、要は、私自身も障害者という立場の皆さん方、いわゆる保護者の皆さんも含めて、大変なご苦勞もされているという部分もお聞きしております。色々な状況があろうかと思えます。今後それらの状況というものを、しっかり行政としても受け止めて、きめ細かな

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録(2 日目)

その状態に合った対応が行政として、どう具体的に後押しできるかと、こういうことは、事務当局とも相談しながら、そしてまた、関係の皆さんを通じて、進めていきたいというように思います。

●議長（小林幸雄） 森山木の実議員。

◆9 番（森山木の実） 地域には、その保護者の方の団体とかありますので、ぜひ意見を聞いてください。

次に、「安心して活動できる生涯学習（文化活動、公民館活動、社会体育活動）を保障し、支援します。」という公約についてですが、これは、どういうことでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 具体的に言いますと、生涯学習というようにくくらせていただければ、自発的に自ら学習、生涯にわたって自主的にと言いますか、それぞれの学習活動をされている。私は、そういう面で、社会教育という言葉よりむしろ、生涯学習という立場で考えた時に、その皆さん方が、やはりしっかりと自分の思った学習ができるという基礎として、例えば端的に言えば、当然その保障するという内容からすれば、いわゆる使用料の問題等々もごぞいます。その辺は、社会教育、生涯学習という観点からは、負担にならないよう進めていく、そういうことをごぞいます。もう一つ何かありましたっけ。いいですね。

●議長（小林幸雄） 森山木の実議員。

◆9 番（森山木の実） 町長、さすが、元行政マンだけあって、もうちょっとはつきりと、使用料取らないぞ、とか、そういう答弁を期待していたんですけども、そこはどうでしょうか。

●議長（小林幸雄） 横川町長。

■町長（横川正知） 私の答弁の中で、それを悟っていただけないんだとすれば、あえて申し上げますが、取らないという方向でございます。

●議長（小林幸雄） 森山木の実議員。

◆9 番（森山木の実） 悟るよりも、議事録に残したいと思っております。公約に関してはこれぐらいで、長くなりますので、次に移りたいと思います。

次に、廃棄物問題について、お聞きします。町長の選挙中のチラシには、ちょっと正

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

確には記憶していないんですけども、町外からの産廃は、町内には入れさせないというように書いてありました。かなり、きっぱりした口調で書いてありましたが、選挙公約には書かれていませんでした。ということで、信濃町は、過去に何度か、廃棄物の最終処分場建設計画が持ち上がっております。その都度、住民の反対運動で、計画をストップさせてきました。赤川の問題などは、今も多くの人の記憶に新しいところです。私は、その計画に反対するという立場で議員に立ったので、議員でいる限りは、廃棄物問題は、いつも頭に置いて活動していこうと思っております。ということで、この廃棄物問題について、まず、町長のスタンスを確認させていただきたいと思うわけです。幸い、赤川の計画は現在、沈静化している状態ですけども、まだ業者が撤退宣言したわけではありませんし、どこかの廃棄物関係の会社に、土地を売ってしまう恐れもあります。まだまだ気は抜けず、年に数回ちょっと下まで行って、様子を見ています。

さて、これは今までの仮定の話ですけども、本当に仮定なんですけれども、もしまたこの町で、最終処分場建設計画が持ち上がった場合、町長は、どういうスタンスを取られますでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 公約の中でも、私自身は、産業廃棄物については、町外からは持ち込ませない、という思いで、選挙公報として出た部分には、なかなか紙面の都合もございまして書けなかった部分もございまして。しかし、一般的な有権者、町民の皆さん方にお配りしている中では、そのことを明確に申し上げさせていただいておりますし、私自身、その今の赤川の問題もありました。あるいは、通称西山地区という所で、私自身もその一住民でございまして。そんな経過も踏まえて、そういう思いで進めたいということでございます。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) ですから、具体的に、簡潔明瞭に、そのそういう思いというのは、どういう思いなのかをちょっと、聞かせて下さい。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 搬入は認めません、という思いでございます。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) よかったです。処分場問題には色々な要素がありまして、業者や建設を推進する側の方たちが必ず言うのは、「あなたたちだって、ごみを出しているでは

ないか。」まあ、こんなことを言われますね。これに対して、私たち勉強をしましたので、きっちり論破できますけれども、それはまた後日のことにしまして、住民が計画に反対したのは、まず、上流域としての責任があるということ、それから町の水や空気、自然全体が汚されると、農業や観光などの生活が脅かされる。そして、有害物質が空気中に飛散することで、住民、特に 14 歳以下の子供たちの健康が害されると思ったから、それで反対しました。そこに、「私たちもごみを出すんだから、良好な環境を犠牲にしても処分場を建設すべき」などとは、露ほども考えなかったわけです。同じく、町長も反対の立場ということでよかったなと思うわけですが、このような最終処分場ほど大きくはなくても、この町内に、生活に悪影響を及ぼしている不法投棄問題があります。町長は、この町で、ごみが不法に投棄されている現場をご覧になったことがありますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 不法投棄ということ、どういう位置付けにされているのか、ちょっと私も理解できないところがあるのですが、要は、そこにあるべきはずのない物が、捨てられているという客観的な状況については、私も見たことがあります。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) この問題を話すには、まず「廃棄物とは何か」、から始めなきゃいけないんですけども、山梨県のホームページで、不法投棄について、非常に分かり易く書いてある文がありますので、ちょっと読ませていただきます。「不法投棄とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、以下、廃棄物処理法」ここでは、廃掃法と言わせていただきますが、この第 16 条では、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならないと規定し、事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろん、日々の生活から出る一般廃棄物であっても、廃棄物をみだりに捨てることを禁止しています。この規定に違反して、廃棄物を捨てることを不法投棄と言います。また、事業者が反復、継続して行う場合だけでなく、個人が 1 回だけ行った場合も、不法投棄に該当をします。そして、みだりにとは、社会通念上、許容されないことを意味する。人目に付かない道路脇、それから他人の土地に廃棄物を投棄すること。自分の土地であっても、穴を掘って廃棄物を埋めるという行為は、典型的な不法投棄であります。廃棄物を埋めることができる施設というのは、知事等の許可が必要であり、それ以外の場所で、廃棄物を埋めることは、たとえ自分の土地であっても、不法投棄になる」ということです。そして、自分の土地であっても、これは環境省なんですけれども、環境省の使用済タイヤについてを参考にするように書いてあるんですけども、概ね 180 日以上にわたり、乱雑に放置されている状態を言う。こういうような法律でも、不法投棄というものが規定されておりますし、25 年に出示された行政処分の指針について、こういうところにも、かなり詳しく廃棄物に関しては出ています。

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

ということで、私たち、よく行くんですけれども、この間も行って3か所ぐらい見て来ました。信濃町のあちこちに、すごくあるんですよ。見えないもんですから、山の中だし、人はいないし。ずっと前から、観光業を営む住民の方から、家の目の前が、ごみがすごいと。最近大きなコンテナが二つ、道路端に置かれてしまった。で、何をするのかと聞いたならば、「自分の土地に置いて何が悪いのか。」と言われてしまって、非常に困っている。観光業なものですから、ペンションなので、せっかくお客さんが、のんびりしようと思って来られるのに、窓からそれが見えるというのは、非常に困るということで、何回か一般質問でも取り上げていますし、町も何度か、その土地の持ち主にアプローチしてくれたようなんですけれども、なかなか解決していません。こういう状態というのを町長は、どう思われますでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今、お話があった件については先般、私も、その地域の皆さん方の、住民の皆さん方、おいでいただいて、お話をいただいた件かなというように、思うところがございます。その基本的には、好ましい状況じゃないということは、私は理解をしています。その中で、当然に、色々な法律等々もございますので、その辺に沿ってお願いをしながら、ある面では、その景観というものを含めてお願いをしながら、ご理解をいただくという努力をしていくということが、今の取れる道なのかなというように思っています。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) お願いをしながら、片付けていただくことを、もうずいぶん長いことやっていますが、少しは片付く、それからまた、新たに捨てられてしまう、これ、何て言うんですか。たちごっこ言うんでしたっけ。そういう感じで、後を絶たないわけなんですよ。ここら辺で、きっちり信濃町として、信濃町は不法投棄は許さない。信濃町は、不法投棄を許さない町であるということを、発信していった方がいいと思うんですね。先ほども言いましたけれども、これ明らかに、この不法投棄は廃掃法違反なわけですよ。これで、何とか片づけてもらわなくて、片付けさせる。それから、最悪は、町が強制的に片付けると。そこまでも視野に入れて取り組まないと、いけないと思うんです。やっぱり、ごみを許しちゃだめですよ。ごみを許すと、小さな不法投棄は、そのうち、大きな物が来ますよ。今、落ち葉で埋まっているから見えないけれど、実は、掘れば結構ある。これはやっぱり、町長がきっちり片付けるぞと、不法投棄は許さないぞと、そういうスタンスを明確にさせていただきたいと思うんですが、いかがですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長(横川正知) 不法投棄は許さないということについては、全く同感でございます。その中で、今言ったケースが、不法投棄にあたるのかというようなことも、私自身も、まだその辺勉強をよくしてありませんが、そのことも含めて、今後の対応になろうかなというように思います。

●議長(小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番(森山木の実) 環境省だの経産省だの、資料はいっぱいあるわけですから、これを、山梨県くらいきっぱりと、個人でもだめだと、そのぐらいの解釈ができていますから、これから信濃町として、ごみに対しては、強い気持ちで取り組んでいただきたいと思います。

次に、廃棄物問題の続きなんですが、広域連合のごみ処理問題についても、お聞きしたいと思います。信濃町が入っている長野広域連合の、ごみ処理広域化計画について、これ、町長はご存じですよ。はい。これ、ものすごく簡単に言いますと、長野広域連合が、長野市の大豆島と千曲市に灰溶融炉を建設して、稼働した後は、この炉に残った溶融飛灰の処理物、溶融不適物などを、今度、須坂の仁礼地区に建設予定中の最終処分場に埋め立てて、他に溶融スラグなどは有効利用する。つまり、歩道の石とか、セメント代わりに使うという計画なんです。今のところ、須坂で今、反対運動がちょっと大きいものですから、なかなかできないと。信濃町長としては、この町の広域処理に関して、町のごみの広域処理に関しては、どうお考えでしょうか。町長になったばかりで、申し訳ないですけども、お願いします。

●議長(小林幸雄) 横川町長。

■町長(横川正知) ごみの広域処理の関係については、その長野広域連合として、長野市以下、近隣市町村が力を合わせて、その処理に取り組もうと、こういうことで、かなり前、いわゆる広域連合議会で、その方向で進むよということで、お互いに、当町の議会も議決いただき、それぞれの構成市町村の議会も議決をいただいて、その方向に進んでいるわけでありまして。そういうことを考えた時に、私ども、この信濃町としても、その方向で進んでいくということを、私自身は、その方向で進んでいくべきだというように、今も思っております。

●議長(小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番(森山木の実) 私のスタンスは、町長と逆でありまして、「抜けたらどうだ」と。「広域連合から抜けた方がいいのではないか、ごみに関しては。」というスタンスは、もうずっと前から持っております。なぜかと言いますと、この広域連合全体の中で、信濃

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

町の可燃ごみの量というのが、連合全体の 1.8 パーセントしかないんですよ。なにも、膨大なガソリン代をかけてまで大豆島まで運ぶか、これ、町の為になるのかなと思うんですね。私は、ごみというのは、自分たちのごみは、自分たちの町で処理するのが一番いいと思っています。自分たちの目に見えるところで処理するということは、やはり目に見えるものですから、やっぱりちょっと減らそうかなとか、汚れてきたから何とかしようとか、自分たちの出すごみを、もっと減らそうとか、そういうふうになっていけると思うんですね。だから今まで通り、飯綱町と手を組んで処理していくのが、私は、本当は一番良いのではないのかなと、思っているわけです。

これに関して話し始めると長いので、またの機会にしますが、今はやっぱり有害物質の問題とか、須坂の計画地の問題、周りに田んぼがある、ど真ん中に処分場、溶融スラグ、じゃない、溶融飛灰の処理物なんか埋めるというのはやっぱり、もし信濃町だったら、私、明日から反対するなと思っているんですけどね。だけど、須坂の計画地の問題とか、その他、色々問題のある計画だと思っているんです、この広域処理計画は。今は、あちこちに下水道汚泥とか焼却灰とか放射性物質、今福島事故以来、放射性物質が、やはり下水道汚泥の中にも入っております。焼却灰の中にも入っております。そういうことも考えられますので、やはりちょっと責任を持って、遠くへごみを捨てるのではなくて、自分たちで注意しながら、この小さい町だからこそできる、ごみ処理をしていったらいいのではないかと、私は思っているのですが、そんな考えは、町長、いかがですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 長野広域連合全体の中で、今の統計の中で、信濃町分が 1.8 パーセントでまた、私はちょっとその数字まで、あまり理解していないのですが、いずれにしても、そのガソリン代云々というよりも、この新たに単独でその施設を造ることになると、大変なこれまた財政的な負担が、極めて大きいことになろうかなと思うんですね。そういうことを考えた中で、それこそ 10 数年前でしょうか、それぞれの町村、市町村のご判断、そして、私ども町としての判断があって、その方向で進もうということでございますから、そのことは、私は継続していくべきだと、その考え方に変わりはありません。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) 怖いのは、広域連合の中で、施設が 30 年もつとして、持ち回りなんですよね。そのうち、もし仮に万が一、信濃町に焼却場が造られたとしますと、長野市のごみも、ここで燃やさなきゃならなくなる。これはちょっと本当に、基本に戻って考えなければいけないことだと思っています。何て言うんですかね、これを話すと、本当に長くなっちゃうので、やめておきますけれども、色々そういうマイナスのことを

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

考えると、どんどん出てくるような計画ですし、新しい町でやる、例えば、信濃町と飯綱町で処理する新しい焼却場を造るとしまして、その金額と今度、広域連合の中の負担金、そういうことも考えた上で、もう 1 回基本に戻って、みんなで考え直してみたらどうかと思うんですけども、どうですか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私、最近そういうことの中での試算と言いますか、特にこの 10 日間ぐらいですから、してないですが、十分その辺は、費用対効果という面も含めて、見てみたいと思いますけれども、しかし、一般ルールとして、長年、お互いに近隣市町村が、そのことを目標に向かっていこうと言った時に、ここの段階にきて、「いや、私はやめます。」というのは、いかにもこれは、ある面ちょっと方向が違うんじゃないかというように思います。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) ここでやめようと思ったんですけども、近隣市町村との連携と、例えば、ここで長野市のごみを燃やした時に出る色々な有害物質、大量ですよ、長野市のごみって。その町民の安全と、私はちょっと、天秤にかける以前の問題だと思うんですね。ぜひちょっと、ここのところは、財政的なシミュレーションもそうですけれども、これからやっていく上で、どういうことが起きてくるかというシミュレーションも、ぜひやっていただきたいと思います。

では、次に 3 つ目の質問の情報公開について、お聞きしたいと思います。これは、町長の公約にも、一番最初に大きく書かれていたことで、これは本当に大事なことだと思っています。ちょっと質問の前に、認識を共有しておきたいので、お聞きしますが、町長のお考えになる情報公開とは、どういうものでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 定義として、情報公開というふうに言われると、私、今ちょっとその材料を持っていないですが、しかし今、この行政運営に当たって、当然、町民の皆さん方が知っていてほしい、そしてまた、行政としても、それは当然にお知らせすべきものは、当然今までも、お知らせしてきているんだろうと思うのですが、私自身の今のスタンスからしまして、立ち位置からしまして、まさに協働の町づくりも含めた時に、あらゆる問題で、情報というものを、やっぱり町民の皆さん方に、お知らせをしていく。そしてその中で、知らせてはいけないことも、確かにあるわけですね。ご存じのように、いろいろなプライバシーの問題等々も含めてあるわけですから、そういった問題については、当然に公開はできないわけでありまして。ですから、そういうものを除いて、でき

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

る限りオープンにして、町民の皆さん方にお知らせをしつつ、そしてまた共に、この町を、行く末をも含めて考えていただく、そういう町づくりをしていきたいという思いでございます。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) 分かりました。私はやっぱり、情報公開というものは、町民の知る権利を保障するものだと思っていまして、この町は町民のものでありますから、町民は知る権利があると。ただ、町長がおっしゃったように、特定のすごい秘密とか個人情報とか、そういうことはもちろん何も情報公開しなくていいんですけども、でも私たちは、行政で何が行われているか、町で何が起きているか、知る権利があると思います。先ほどの病院あり方検討委員会に関しても、私は「本当は、知る権利が私たちにはあるのに」、と思っているわけです。今日は、建設残土を中心に、情報公開と住民に対する説明責任、それと住民同意について伺います。

ちょうど昨日の「クローズアップ現代」で、建設残土の問題を取り上げていましたね。今、全国的に、残土の埋め立ての場所が確保できず、問題になっているということでした。ある自治体では、町内からのみで、町外からの残土は受け入れをしないということに決めたような所もあるそうです。何か工事をするたびに、残土は出てくるんですよね。9月8日でしたか、ちょうど私の一般質問の日で、終わってから外に出たら、住民の方が7・8人、駐車場にいらして、どうしたんですか、と聞いたら、町長に要望書を出したところだということでした。要望書、私ちらっと見せてもらっただけで、ちょっとよく覚えてもいないんですけども、柏原柴山という所に、国道工事で出た残土が高く積まれている、その安全策を執ってほしいというような内容だったと思います。その後、議会でも町から説明を受け、町と業者が現地で、住民を集めて説明会をしました。私も呼ばれないのに行ってみたんですが、ああいう、だだっ広い所で何か説明されてもよく聞こえなかったもので、説明会と言われても、ちょっとねえと思っております。それは、いいとしまして、町長はこの住民から要望書が出たという出来事については、聞いておられますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) そのことは、承知しております。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) では、この残土埋め立てについて、住民の方々が、その安全策を執ってくれと要望書を出すに至った原因について、町長、心当たりというか、お考えはありますでしょうか。なぜ、この要望書を出さなければならなかったのか。

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 私自身、承知している限りにおいては、いわゆる残土処理のその現場にあたって、いわゆる流域と言いますか、そばに鳥居川も流れております。そんなことで、将来と言いますか、災害があつてはいけないと、その思いで、行動に移されたというふうに、私自身の理解では今、そう思っております。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) それも、もちろんあると思えますけれども、何で住民の方々が集まって、町に要望書を出したかという、「知らなかった」のですよね、住民の方は。そういう事態になっていると。それで、ある日突然見て、こんなに、もう 8 メートルでしたか、何か高く残土が積まれている。下流域の方たちだったんですけども、ある日、突然現れた残土の山という感じでびっくりして、これがもし崩れたら、今、町長がおっしゃったように、自分たちの住む場所の川が氾濫してしまうのではないかと、そういう恐れがあるということで不安があつて、要望書を出したわけです。それが、下流域の住民の方が、この柏原柴山の埋立場所の下流域の住民の方が、要望書を出すに至った理由だと、私は思っています。

この町には、全国的にも珍しい「信濃町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例」があり、これ全国的にもかなり珍しいそうです。以下、ちょっと長いので、残土条例と言いますけれども、その施行規則による残土埋立てに必要な申請書類を、公文書公開請求で取ってみました。そこだけではなくて、今私が見た所で 3 か所あるので、その 3 か所分、取って見たところです。私、こうやって調べたのは、何か手続きの落ち度を見つけて誰かを糾弾しようとか、そういう意図はなくて、単に「何で住民が要望書を出さなければならなかったんだろう」、「何がうまくいかなかったんだろう」と、それを知りたくて、いろいろ調べたわけです。この 3 か所、3 か所というのは、かなり大がかりな残土の埋め立てが行われている所です。この残土条例の施行規則はものすごく厳しくて、昔、長水でごみの問題があつたその後に、こういうことが、もうないよという職員の思いで作られた条例と聞いていますけれども、その施行規則というのがすごく厳しくて、申請には第 2 条の 3 というところに 11 項目あるんですけども、11 項目全部クリアしないとイケない。全部読むと時間が掛かるのですが、全部クリアしないとイケない。で、その書類が揃っているかどうかということで、町の許可が下りるようです。この残土条例の施行規則第 2 条の 3 の 11 項目中の 10 番目に、「隣接地主と地権者及び区長 (総代) の同意書が必要である」というのがあります。これもやっぱり、長水のごみ問題の時に地域の住民の同意書が必要だということで作られた項目だと思いますよね。町長、この同意書というのは、今 2 条の 3 の 10 番目に書かれている、隣接地主と地権者及び区長 (総代) の同意書、これは残土を埋め立てるために、何でこの同意書が必要だと思いますか。

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 端的に、関係する皆さんの同意が必要だからということです。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) そうなんです。関係する皆さん、の同意が必要なんですよね。だけど、今行われているのは「皆さん」じゃなくて、隣接する地権者は別として、「個人」ですね。別としまして、やはり総代のハンコが押された同意書があればいいという形になってしまっているんです。だから、地域の方は全然知らない。さっき言いました下流域の方たちのように、後で、ある日突然、「何だ。」ということになるわけですね。同意書というのは、上流域で同意書をもっているんですが、その住民も知らないです。多分、総代の方も。3 件ともそうなんですけれども、3 件とも地元の近隣の方に聞いても、知らなかったということばかりなんです。この 3 件とも業者の方が総代さんの所に行って、「これこれこうだから、同意書にハンコを押して下さいね。」と言って、「はい。」と言って、押しちゃったんじゃないかと思うんです。この業者の方というのは、条例の根底にある、さっき町長がおっしゃった皆さんの同意、納得が必要だという意味を知らなかったんじゃないか。だから、総代のハンコがあればいいだろうという、気軽な気持ちでもらいに行ってしまった。総代も、気軽な気持ちでハンコを押してしまったのかもしれないと思っています。業者だけでなく、この同意書について、地元の住民の同意が本当は必要であるということを、業者だけではなく、職員も、私は知っていましたけれども町民の多くの人、知らないというよりも、長水や赤川、それから矢保利で残土埋立てがありましたけれども、もう矢保利の記憶が風化してきてしまっているのではないかと思うわけです。残土埋立て、それからごみ処理に関しましても、本当は下流域はもちろん、近隣の影響を受ける住民の同意が必要で、その同意を得た上で、同意書が出てくる、そういうことが大切だと、その過去の記憶が、もう風化してきてしまっているのではないかと思います。これは、誰が悪いという話ではないんです。今のところ、全部書類は揃っているし、手続き的には間違っていないわけですから、誰が悪いとかではないんです。ただ、住民は知らなかった。町長のおっしゃる情報公開が、そこにはなかったんだと思います。せつかく、この新体制になったわけですから、風化した記憶を、また新たに掘り起こして、何とか仕切り直しができないものかと思うんですけれども、そのところは町長まだ、あまり感じてないのかしら。町長、どう思いますか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) ちょっと誤解のないようにお願いしたいのですが、私が申し上げているのは、皆さんの同意という意味では、そういう中では、今までの手続き上の中でも、地域の総代さんをお願いをする。総代さんということになりますと、総代さん個人とい

う立場じゃないわけですね。つまり、その地域を代表してのお立場でいらっしゃる。通常、そういう意味で、その皆さんという言葉を使わせていただいておりますので、そういう面からしますと、これどこまでを下流域というふうに認めるのかということも出てくるわけですね。

私どもの、この今おっしゃる、通称・残土条例の中で決められている 11 項目のうちの 10 番目ですか、そのことについては適切に、今おっしゃるように、事務処理上も含めて、適切に行ってはきているということなんですが、そのことを、どう情報公開としてやるかということは、別の手法として考えなきゃいけない問題だろうというように思うんですね。ですから、そのことを仮に、今後の中で情報公開した時に、例えば、これちょっと、私も今、頭の中で整理できていないですが、「こういう申請があつて許可しました」、「これこれこういうものがあつて許可しました」、そういうことについて、すべて何らかの方法で、お知らせをしていくかということにもなってくるわけでありまして。私自身は、本当はそういうことまでやりたいなという気持ちはあるんです。しかし、どこまで限度として情報公開の立場として、立場と言いますか、施行する側として、どこまでやるかということ、これからも十分見ながら、最大限の情報公開というものに、努めていきたいと思っています。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) さっき言った、記憶の風化というのは、やっぱり町の指導ということも、町がちゃんと総代さんに、「これは、あなた 1 人のハンコじゃなくて、もちろん総代として自分たちの地域の人たちに、こういう計画があるんだよ、どう思うかということ、ちゃんと聞きなさいよ。」ということ、町が指導したらいいと思うんですよ。それがないとやっぱり、今、総代さんというのは、すごくやりたくてやっている人もいるけれども、やりたくなくてもされる人がいるので、地域の代表という意識を、もうちょっと高めていただければなど。そのところで、同意書というのは、地域の人たちの、何て言うんですか、地域住民の同意であるということ、しっかり発信していかないといけないと思うんです。

それで、私思ったんですけども、この残土条例の施行規則の同意書、10 番目の同意書について、規則を改正した方が良くはないかと思ったわけです。これ、読みようによっては、本当に区長か総代の判断は、ハンコで良いと言えれば良くなってしまうんですよ。書類ができてしまうんですよ。だけど、そのところに、ただ同意書というのではなくて、「影響を受ける恐れのある地域の同意書」とか、それから、「住民の同意書」とか、これはちょっと頭のいい職員の方に考えてもらうしかないんですけども、そういうふうな書き方をして、必ず地域住民に情報が渡るようにしたらどうかと思うんですが。規則を変えるのは行政しかできないので、ちょっと聞いているんですけども、そこはいかがでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今のそのお話ですが、先ほど言いましたように、何て言うんですか、今のこの件に関して言えば、下流域のどこまでを、どういうふうにするかという問題も、本当は深い問題が出てくるはずなんですよね、おっしゃるとおりの事に、お答えをするようなことになれば。そこも含めて、そのことが必要なかどうなのか、ちょっと今までの事務的なケースも含めて、担当の課長の方から答弁させます。

●議長 (小林幸雄) 高橋住民福祉課長。

■住民福祉課長 (高橋博司) それでは、担当課としましてお答えと言いますか、させていただきたいと思います。先ほど、町長からもお話し申し上げたところでございますけれども、9月の初旬に、住民のある方からお問い合わせいただいた際に、私も、その時点で、中間での監督といいますか、確認というのは実際には行っておりません。当初と、また完了の時点、変更の時点で行っておりますが、そういうこともございまして、明確にその方に現状をお伝えをできずに、その方のお話をいただく中で、現状を確認させていただいたという経過でございます。そういう中で、こちらの方で明確にお伝えできなかったということが一つ、ある住民の方から要望書をいただくということにつながったのではないかと考えておりますので、今後につきましては、やはりそういう大きな現場等につきましては、中間でもできる限り、現場確認は、してまいりたいと思っております。

また、先ほどの規則の改正につきましては、先ほど、町長から申し上げたとおりでございますけれども、その根拠となる条例の規定の中にも、「土地周辺関係者の理解を得るように努めるとともに」ということで、事業者等への義務を設けてございますので、そういう中で、きめ細かくこちらの方で周辺住民の皆さんに了解を得るような形で、指導をしてまいりたいと思っております。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9番 (森山木の実) それは、ぜひよろしくお願いいいたします。今回の3か所、今のままですと、これは区長や総代さん個人に責任を押し付けることにもなってしまうと、私は思ったんですね。そうではなくて、やっぱり地元を背負って、その総代さんたちが判断できる、そういうことが望ましいと思います。

それで、今の町長のお考えは、私にとっても望ましいと思うんですけれども、これから先何年かして、町長が替わったり、職員が替わったりした時に、やっぱりこの条例の同意書、総代の同意書、というのだけ見て、勘違いすることも考えられますよね。本当に記憶というのは、風化していくものですから。そういう時のために、この施行規則の同意書についての文言を、改正したらいかがでしようと言ったわけです。長いこと、こ

平成 26 年第 410 回信濃町議会定例会 12 月会議会議録 (2 日目)

れから先も、信濃町の自然を守るためにも、そういうことが必要なのではないかと思います。

私は本当は、情報公開については、こういうことはもう、いちいち町民が役場に足を運んで公開請求しなくてもいいように、町が積極的に縦覧に付すべきではないかと思うんですよ。個人情報だとか言って真っ黒に塗ってありますけれども、本当は町のどこそこで、こういう計画が起きているんだよということを、残土だけではなくて、他の計画でもありますけれども、誰でも見られるように、本当は、いちいち情報公開請求しなくてもいいような感じで見られるようにした方が良くと思うのですが。個人情報とは別として。これ、町長、どうでしょう。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 実は、私が職員の頃、いわゆる個人情報の保護条例と言いますか、それにも携わらせていただきました。先ほどの、ちょっと話は違うんですが、知る権利、当時はなかなかそういう認識が全国的に確立されていないという時もありました。私はその情報公開を、どういう形でやるかということは、私自身も本当に先ほどから言いますように、これからの町政運営においての思いでございますので、そのことをしっかりとわきまえて、いろいろなケースが考えられますので、一概にこうだというようには、なかなかならないと思うんですよ。したがって、そのことを職員と共に、情報公開というものを共有しながら、この町政運営を進めてまいりたいというのが、私の思いでございますので、そのことで、ご理解を賜りたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 森山木の実議員。

◆9 番 (森山木の実) 町の情報は、町民のものだと思います。残土や廃棄物の問題だけではなくて、他の事でも住民が何も知らされていなくて、後で、あっと気が付いても、もう遅いなんて、そういうことのないよう、町民の知る権利を保障することを要望しまして、私の一般質問を終わります。

●議長 (小林幸雄) 関連質問のある方。(なしの声) なしと認め、以上で、森山木の実議員の一般質問を終わります。

この際、2 時 5 分まで休憩といたします。

(午後 1 時 53 分)